

長野県出資等外郭団体見直しの経過

1 県出資等外郭団体の範囲

原則として県が出資・出捐している全ての団体

未出資団体であっても、職員の派遣、反復・継続的財政支出など県行政と密接な関係を有する団体
< 次のものは対象外 >

- ・ 県の出資比率が 2.5 % 未満の団体のうち民間放送局など民間が設立主体のもの
- ・ 全国規模の団体など事業活動が県域を越えるもの
- ・ 別途審議会を設けているもの

【対象団体の推移】

平成 16 年（改革基本方針策定時）	54
平成 20 年（改革基本方針改訂時）	45（追加 1、廃止及び民間譲渡 10）
平成 21 年	43（この間に廃止 2）

現在の改革基本方針における対象団体・・・資料 4 - 2 参照

2 見直しの経過

（1）長野県出資等外郭団体「改革基本方針」を策定（平成 16 年 6 月）

平成 16 年 2 月の長野県行政機構審議会による「県の外郭団体の見直しについて（答申）」を受けて、長野県の行財政運営と密接な関係を有する 54 の外郭団体について、効率的・効果的な行政サービスの実施などの観点から見直し・検討を実施。

平成 16 年 6 月 「長野県出資等外郭団体改革基本方針」の概要

改革基本方針	団体数
団体の廃止	9 団体
県関与の廃止	11 団体
県関与の見直し	13 団体
団体や事業の統合	8 団体
事業推進に対して積極的に支援	2 団体
事業の縮小等その他の改革	11 団体
計	54 団体

（2）長野県出資等外郭団体「改革基本方針（改訂版）」を策定（平成 20 年 1 月）

平成 16 年の「改革基本方針」等の策定から約 3 年が経過し、社会経済情勢の変化や法制度の改正など外郭団体に関係する状況に変化が生じていたことから、平成 19 年 3 月に長野県から行政機構審議会に「外郭団体のあり方」について諮問がなされ、審議会の下に「外郭団体見直し検証専門部会」が設置され、進捗状況の検証を行った。

検証は、54 団体のうち、基本方針に沿って見直しが進められている団体及び既に廃止、実質的に民間に委譲されるなど見直しが終了している団体（36 団体）を除く、18 団体について重点的に実施された。

改革進捗状況の検証において、平成 16 年の「改革基本方針」には、次のような問題があることが指摘された。

- 県と団体をあわせた県全体（連結ベース）での視点が欠けている
- 県の責任、政策判断についての視点が欠けている
- 大きな課題の存在を軽視、解決の先送りをしている
- 見直しを進めるに当たって性急過ぎるスケジュールを設定している

重点的検証対象である 18 団体は、基本方針を変更しない団体、民間企業等が参入できる業務を行っている団体、県が団体の公的役割に責任を持つべき団体、根本的な問題が生じている団体等の観点から検討がなされ、審議会による答申を受け、県では平成 20 年 1 月に「改革基本方針」を改訂した。

平成 20 年 1 月 「長野県出資等外郭団体改革基本方針（改訂版）」の概要

見直しの概要

改革基本方針	団体数
平成 16 年策定の改革基本方針に沿って見直しを進める	29 団体
平成 16 年策定の改革基本方針を改訂した上で見直しを進める	15 団体
新規追加	1 団体
計	45 団体

基本方針の対象から除外した団体

現 況	団体数
団体廃止済み	8 団体
民間に委譲済み	1 団体
外郭団体の定義から除外	1 団体
計	10 団体

（3）包括外部監査の実施（平成 23 年度）

県の財政状況が厳しい中で、出資等外郭団体への県からの支出や県職員の派遣は大きなウエイトを占めている。一方、民間企業やNPO法人など公的サービスの担い手が多様化してきており、出資等外郭団体のみが県施策の事業主体となる必要性は薄れてきている。

県民に対して、より効率的・効果的な行政サービスを実施する観点から、出資等外郭団体の経営改善を含めたあり方や、県の関与のあり方について改めて検討するとともに、多様な公的サービスの担い手を活用する方策について検討する必要がある。

こうした観点から、平成 23 年度に「外郭団体の見直し」を重点項目とする包括外部監査が実施された。

平成 24 年 3 月 包括外部監査人から知事、県議会議長等に対し包括外部監査結果を報告
（概要は別添資料参照）

(4) 長野県出資等外郭団体「改革基本方針(改訂版)」を改訂(平成 24 年 2 月)

外郭団体のうち 3 団体の状況に変化が生じたため、平成 20 年に策定した「改革基本方針(改訂版)」を改訂した。

平成 24 年 2 月 「長野県出資等外郭団体改革基本方針(改訂版)」の改訂概要

改 革 基 本 方 針	団 体 数
民間主導の団体として運営 民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施	1 団体
県職員派遣の延長	2 団体
計	3 団体